

## 第5回新潟州構想検討委員会

- 1 日 時：平成24年3月30日（金）14：30～16：00
- 2 会 場：新潟県庁 西回廊 講堂
- 3 出席者：北川 正恭 座長（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）  
福田 勝之 委員（新潟県商工会議所連合会顧問）  
中山 輝也 委員（新潟経済同友会代表幹事）  
仙石 正和 委員（新潟大学副学長）  
田村 秀 委員（新潟大学法学部副学部長）  
内山 節夫 委員（新潟経済社会リサーチセンター理事長）  
渡辺 景子 委員（新潟いのちの電話後援会事務局長）  
泉田 裕彦 新潟県知事  
篠田 昭 新潟市長
- 4 概 要：○ 州構想の目指すべき方向について  
○ 州構想が目指す制度改正について  
○ 円滑な移行のあり方について

北川座長： それでは、第5回の検討委員会を始めます。よろしくお願い申し上げます。

本日の進行につきまして、まず少しお話し申し上げます。資料1をご覧いただきながら、本日までの説明をさせていただきたいと思っております。前回の委員会で私なりに中間整理をさせていただき、これまでの議論のまとめや、今後の方向性を示したところです。これを踏まえ、県民・市民へ新潟州構想のメリットを提示すべく、県市で新潟州構想検討連絡調整会議を立ち上げ、さらに協議を深掘りするとともに、制度改正の詰めを事務方でやっただいております。

そこで、本日の議事進行についてですが、まず前回の継続議題から審議を行わせていただきたいと思います。1番目の議題として、「州構想の目指すべき方向」について、その次の議題として「州構想が目指す制度改正」について議論を行い、その後に委員会の最後の検討項目である、「円滑な移行のあり方」について、最後の議題として議論させていただきたいと思っております。

そういたしますと、与えられたそれぞれの議題は一応これで終了するということとなりますので、本日の皆さまの意見を踏まえさせていただき、本年度内に一つの区切りをつけることとし、次回の委員会では報告書を取りまとめることができればと考えているところです。今日まで様々な観点から、有益な議論をしていただいたことに感謝申し上げます。

それから、前回の委員会の中で、推進本部の設置の方向性について示唆をいただいたところがございます。「円滑な移行のあり方」の中で、説明をしていただきたいと思います。今回の委員会の議論も踏まえ、作業を進めていただきたいと思います。と考えております。

本日は、1時間半という限られた時間ですが、改めて委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題に入る前に、挨拶も兼ねて、簡単に一言ずつご発言をお願いしたいと思います。まず、泉田知事からお願いいたします。

泉田知事： 皆さま方、年度末の大変お忙しい中に今日にご参集いただきまして、また、これまで熱心なご議論を頂戴いたしましたことを深く感謝を申し上げます。

大都市制度問題をどうするかということについては、本県、そしてまた新潟市との新潟州構想もそうですが、全国的な課題になってきているという認識を持っています。全国知事会でも道州制特別委員会を廃止し、地方自治制度、大都市制度を含めて一体で議論しなければいけない課題であるという認識を共有し、先般、地方制度調査会に全国知事会としての意見を申し上げてきたところです。

特別自治市は 47 都道府県を 67 都道府県にするようなところがあり、知事会全体としては、特別自治市制度については疑問の声が非常に多かったというのが現実です。加えて、中京都の検討も進んでいると聞いており、それぞれの地域がどのような制度を持つのかということを考えていかなければいけない状況、客観的な情勢がかなり急速に展開しているという認識を持っています。

こうした中、この新潟州構想について、委員の皆さま方からタイムリーに、様々な観点からのご検討をいただいたことは、大変ありがたいと考えております。加えて、地域間競争をどのような形で展望していくのか、それぞれの地域の力、多くの人々の知恵というものを取り込んで、この日本という国の形を形づくっていくための仕組みというのを、必死に考えるべきときにやはり来ているということを実感いたしております。

新潟州構想がどのようなものかということが、少しずつ伝わり始めたところもあると思います。道を歩いていると突然握手を求められて、「知事、新潟州構想頑張ってる」という県民の皆さまから励ましの声もいただくようになってまいりました。地方自治、地方分権・地域主権改革というものをどのように進めるかという中で、本日もこの新潟州構想について、しっかりご意見を頂戴していく場にしていただければと思っております。そして、より分かりやすい形で県民、市民の皆さまに、この新潟州構想が持っている意義をお伝えできればと思っておりますので、本日はどうかよろしくをお願いいたします。

北川座長： どうもありがとうございました。それでは、篠田市長、お願いいたします。

篠田市長： 本日も含めまして、5回いろいろなご議論をいただき、本当にありがとうございます。

新潟州の旗を1年ほど前に立てさせていただいて、そのことも少しは一助になったと思っておりますが、さまざまところで大都市制度の議論が大きく発展し

たという状況でございます。そういう中で、皆さまからもいろいろなお議論をいただいたことを踏まえて、例えば大阪都構想と新潟州構想の考え方のどこがどう違うのか。そして、去年の秋まで、政令指定都市市長会は特別自治市制度の一本やりであったわけですが、そのことについて、我々から見ると特別自治市制度についてはさまざま課題や問題点があるということの指摘をいち早くさせていただきます。

特別自治市制度の一本やりはよくない、多様な大都市制度という形で国に制度改革を求めていくべきだという方向をつくり出すことができたというのは、皆さま方のご議論があったからこそと思っております。

そのような流れを踏まえまして、民主党のワーキングチームにも呼ばれまして、限られた時間の中で、特に特別自治市制度と新潟州構想はどこが違うのか、我々のような80万政令指定都市から見ると、特別自治市制度はどういう課題があるのかということについて、かなり明確に申し上げることができたと思っております。

新潟にふさわしい大都市制度を考えるためには、広域自治体との関係をどう構築するのかということが、欠かせない論点であります。我々まず県民・市民にメリットをお届けできるような形で前進しながら、新潟市にふさわしい大都市制度を構築してまいりたいと思っております。今日も含めてよろしく願いいたします。

北川座長： どうもありがとうございました。それでは、早速でございますが、議事次第に従いまして、最初の議題に入らせていただきたいと思います。

州構想の目指すべき方向につきましては、前回の事務局資料をベースに、私の中間整理を踏まえて、今回まとめていただきました。ある意味「新潟州構想とは何か」ということにもつながりますが、それでは資料1と併せて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

本委員会の検討項目につきましては、1番の「州構想の意義・理念等」から、5番の「円滑な移行のあり方」までと整理をしていたところでございます。本日は3番から5番を議題とさせていただくことで、一通り全項目を検討いただいたことになるところでございますが、項目1と2に係るこれまでの議論の内容につきまして、参考資料の1と2にまとめてございます。本日の資料と併せてご覧いただくと、報告書のイメージになるというふうに考えているところでございます。

それでは、次に資料2をご覧ください。「新潟州構想の目指すべき方向」についてでございます。これまでの議論と前回の座長提出資料を基にまとめたものでござ

ございます。まず、「構想提起の背景及び目的」でございますが、背景といたしましては、進展しない地域主権改革と、一方で大阪都構想や特別自治市制度など、大都市制度の見直しの動きが活発になってきていたこと、あるいは地方から活性化を実現する必要があるということが、強く認識されていたことなどがございました。

次の「構想提起の狙い・目的」といたしましては、単独でも国の出先機関の受け皿たり得ることや、多様な大都市制度を実現すべきことを新潟からアピールしていくことということ。次ページにまいります。新潟地域のさらなる拠点性の向上と活性化、そして効率化を図りつつ、自治権が強化された新潟地域にふさわしい自治制度を求めていくことなどが、挙げられるところでございます。

本構想の検討に当たりましては、あくまでも具体例を基にあるべき制度を導き出すという手法により進めてまいりました。まず初めに県市間の代表的な課題を抽出いたしまして、4つの視点で分類を行い、まずは現行制度下での解決を目指しまして、連絡調整会議を立ち上げ、県市間で具体の協議を開始しております。さらに本検討委員会で掲げられました4分野の課題を中心に検討するため、推進本部を設置するとしたほか、制度的問題点の抽出につきましても、同時に行ってきたところでございます。

「国からの権限移譲」につきましましては、国の出先機関の管轄が錯綜しているという新潟の特性などを踏まえ、単独でも受け皿となり得るのではないかとというような考え方の下、当面は新潟の実情や特性を踏まえながら実績を積み重ねることを基本に、具体的にはハローワークに関する県市共同提案などを行っていくこととしております。

次に、「新潟州構想の概観」でございますが、現段階におきます新潟州構想の大きな方向性やそのあり方についてでございます。骨子といたしましては、自立を志向する「新潟モデル」は、新潟県域全体の活性化や、自己決定力の向上などを実現しようとするものでございます。

現時点での新潟州の形といたしましては、まずは具体の課題解決を優先し、行政機能の再編等は次のステージというふうに位置づけまして、多様な選択肢を確保しながら、現行制度を踏まえつつ新たな形も模索していくこととしております。「現行の制度を前提としない」という意味での「新潟州」という整理をしているところでございます。

次に「目指すべき役割」についてでございます。「新潟にふさわしい新たな役割分担」といたしまして、市町村域を超えた範囲で統一され、迅速な対応が求められる業務につきましましては広域自治体が、広域・専門行政以外は原則として基礎自治体が担いつつ、住民自治の強化を模索していくべきであること、また、連携によりさらなる効果が望める分野につきましましては、広域自治体と基礎自治体が徹底

的に連携をしながら、必要に応じて民間の力も活用すべきという整理をしているところでございます。

次ページの「国からの事務・権限移譲の受け皿」といたしましては、地方で担えるものは地方が担うという考え方の下、新潟の実情に応じた国と地方の役割分担に向けて具体の取り組みを始め、徐々のその範囲を拡大しながら、単独での受け皿モデルの可能性を模索していくということとしております。

次の、構想により想定される具体的なメリットの例ということでございますが、以下のとおり整理をいたしております。まず、「広域・専門行政の一元化によるメリット」といたしまして、広域自治体が広域・専門行政を一元的に担うことにより、意思決定の迅速化・統一化が図られることで、新潟県全域における安全・安心度が向上する。そういう事例として、新型インフルエンザなどのケースを挙げてございます。

次ページになりますが、「基礎自治体の権限向上によるメリット」といたしまして、基礎自治体が住民生活に密着する権限を一元的に担うことにより、地域の状況に応じた行政サービスを柔軟かつ迅速に提供できるようになり、地域の実情に応じたまちづくりが短期間で実現するという事例といたしまして、土地利用の権限のケースを、それから基礎自治体が施設の運営管理や受け付けに関する業務を一元的に担うことにより、利便性や分かりやすさが向上する事例として、公営住宅のケースを挙げてございます。

次に、「広域自治体と基礎自治体の連携によるメリット」についてでございますが、例えば港や空港などで、関係団体の力を広い範囲で結集することで、新潟県域が有しているポテンシャルをフルに発揮するとともに、経済・雇用・交流環境等の好転による間接的なメリットをも生み出し得るという整理をしております。

次に、「国からの権限移譲によるメリット」についてでございますが、国と地方の事務を一元的に実施することで相乗効果を発揮する事例として、ハローワークの例を挙げてございます。

次に、「構想によるその他のメリット」ということで、役割分担の明確化等によりまして、二重行政の排除による行政の効率化が図られるほか、政策面での新たな動きにつながる事が考えられることなどが挙げてございます。

また、「制度改正に伴うメリット」といたしまして、条例制定権の拡大や地域決定力の向上によって、住民の行政参画意識が今まで以上に向上することが想定されると、しているところでございます。

最後に、「州構想に今後求められるもの」といたしまして、新潟にふさわしい、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担や、基礎自治体における住民自治の強化について、そして実現にふさわしい行政機能のあり方等、円滑な移行についてさらに検討を進める必要があるのではないかとということで、まとめさせていただい

ているところでございます。

説明は以上でございます。

北川座長： 「州構想の目指すべき方向」については、前回の第4回検討委員会でも一度議論をしていただいたところですが、私の中間整理も取り入れていただいて、少しまとまってきていると感じました。

それでは、委員の皆さんから、この「目指すべき方向」について、ご意見を賜りたいと思います。

田村委員： 4ページですが、前回も申し上げましたが、新潟州が何なのか、私には全く分かりません。知事さんは「分かりやすい形で」と話をされましたが、私以外の人もほとんど分かっていないのではないのでしょうか。少なくとも私の周りはそのようです。「形ありきの議論ではない」とか、「次のステージ」だとか言っているのですが、例えば、4月に新潟青年会議所が主催するシンポジウムがあるようですが、新潟青年会議所の方は、新潟州のことを「道州制ですね」とおっしゃるのです。一方で、この委員会では「道州の州ではない」と言っているのです。相当誤解というか、ミスリードが起きているわけです。まず第一点目としてその点を確認したいのですが、いかがでしょうか。

北川座長： いろいろな具体の事例を整えながら進んでいくべき、と一応まとめをさせていただいたところですが。

田村委員： 道州制の州ではないということですね。

北川座長： それも含めてこれからだんだん煮詰めていきながら、あるべき姿を求めていくということで中間まとめをさせていただいたところですが、両トップから何かご意見ありませんか。

泉田知事： 冒頭にご紹介したとおり、全国知事会では、大都市制度のあり方を見直すに当たって道州制特別委員会が廃止になりました。というのは、政令指定都市とは何なのかということ、本質は国と直結する基礎自治体ということだと思います。それを推し進めたものが特別自治市ということですが、特別自治市というのは、都道府県の権能と基礎自治体の権能を両方持つ自治体になって、今の県域をさらに細分化するということになってしまうと思います。すなわち、この大都市制度を推し進めていくと、広域自治体の調整機能の話と、基礎自治体と国が直結をするという話が同じ話として出てくることになるので、全国知事会では道州制を検討

する特別委員会を廃止して、地方自治制度全般について検討することになったということです。すなわち、基本的には広域自治体を持つ広域・専門行政を一元化するという話と、政令指定都市を含む大都市問題をどうするかという議論と、道州制というのは切り離せないという認識を持っているということです。

今回、大都市制度問題として新潟州構想というものを提起させていただいたわけですが、全く無縁なものとして、きれいに整理ができるのか、世の中に疑問が生じていて、整理がついていない部分があるということだと思います。

手続き的には、どういう形で進めていったらいいのかという議論が別途あると思いますが、形を先に決めてしまう必要はないと思いますから、広域・専門行政と基礎自治体を持つ機能を整理をしていくプロセスの中で、今の田村委員のご疑問については、多くの人のコンセンサスの中で整理していけばいいのではないかと、私は思います。

田村委員： これが新潟都構想だったら、その是非はともかく、よく分かるのです。州というと、道州制の州になりますし、そもそもこのかぎ括弧の「州」のイメージに起因するものが全く分からないのです。私は何十回も読みましたが分からないですし、しかも「現行の制度を前提としない意味での新潟州」とか、禅問答みたいな感じがして、ますます分からないわけであります。

ですから、ここで特別自治市がいいかどうかを議論するつもりはありませんが、国を含めた統治機構のあり方を議論していることは間違いありません。そのことが間違っていなければ、統治機構ですから、機構というのは形なのです。繰り返しになりますけども、私としては、前提条件がない中で議論はできないのです。一つに固まらないまでもいくつかのイメージを示していただかないと。先ほどの新潟青年会議所の方もそうですし、他の方も「え、アメリカの州なのですか。では、軍隊を持つのですか」というふうに勘違いをする人がいるわけです。現実にもそのような話があるわけです。アメリカの州であれば憲法もあります。やはり形というものを示していただかないと、議論は全く進まないと思っています。これは繰り返し前回も言ったことです。

篠田市長： 政令指定都市市長会でいろいろ議論が出ている、そういう中で申し上げると、新潟州というのは特別自治市とは全く違って、大都市と広域自治体の新しい関係、どう役割分担をするのかということ十分に検討した上で、司令塔を1つにするところは1つにする。つまり、広域自治体と大都市の関係を再構築する。その上で大都市は基礎自治体強化の原則の方向に従って新しい大都市制度、新潟にふさわしい大都市制度を前進させるということですから、これは今までと違う地方自治制度を構築するという面で、都構想とも違うので、「州」と言っているわけで、

それで私は今の段階では十分ではないかと思えます。

また「新潟州」というインパクトが大変大きな効果をもたらしたということも事実ですので、「新潟州」という名前の下で、形ありきの議論ではなく実態をつくっていく、広域自治体と大都市のどういう役割分担があるべきなのかということが、今議論が始まり、またテーマが次々に出てきているという段階ですので、この方向でやらせていただきたいと思います。

田村委員： 「名は体を表す」というわけですから、名前で少なくともミスリーディングしていることはいかなるものかと思えます。これ以上ここで議論しても、おそらくちががきませんから、別に認めたというわけではありませんが、これ以上は申し上げません。

資料2の2ページですが、課題として整理すること自体は否定していませんし、県と市の役割分担の整理は新潟県に限らずあるわけですが、拠点性の向上や、成長戦略の強化などは重要ですが、それ以前に、昨日、連続立体交差事業が2015年のはずが、2021年に6年も遅れると報道がありました。確か最初は県がやっていて、平成18年か19年ぐらいに2015年に、あと10年で連続立体交差ができるということで、市にバトンタッチされたと記憶しています。しかしながら、これからさらに10年かかると。用地買収の問題もあるのですが、県と市が本当にしっかり役割を果たしてきたのか。そして拠点性の向上以前に、新潟の顔の完成が、2020年代までずれ込んでしまった。それに対しての反論として、おそらくBRTをやりますとか、万代の広場を前倒しでさせていただきますということだと思いますが、BRT一つとってもいろいろな問題があると思います。それについては、今日ここで特に議論しませんが、そういうところをしっかりとやる必要があるのではないのでしょうか。確かに県との役割分担の整理は必要ですが、それ以前にやらなければいけないことがたくさんあるのではないのでしょうかということの問題にしておきたい。

北川座長： それについては、私から少し発言させていただきます。田村委員がご指摘いただいたような問題も、これまでの県と市で考えたときに、なかなか上手くいかなかったのだと思います。だから新潟州構想が提起され、ここで議論を始めたということで、前回、中間まとめをさせていただきました。田村委員にも、こういってご了解をいただければと思います。

現実の行政を見ていくときに、例えば道州制というもの、あるいは広域連合というような国の全体の考え方から見て、新潟県がどのような立場でこれに積極的、主体的に参加していくのかというような問題提起でもありますので、その点、ご了承いただければと思います。

他の委員の皆さん方、よろしゅうございますか。ご意見ございましたら、お願いします。

内山委員： 私はここに書いてあることで、かなりの理解を得られるのではないのかなと思っております。なおかつ、2ページの県市の課題整理、優先順位を付ける中で、州構想検討連絡調整会議を立ち上げ協議を開始したこと、それからもう1つは、4ページです。具体の課題解決を優先して、行政機能の再編は、この次のステージにもっていくということで、今回の州構想そのものの一つの大きな成果として、県と市がそういう話し合いの場がもたれた。具体化に向かった。これは非常に大きな成果だと思うのです。それから、課題解決を優先するという事は非常に大事だと思うのです。

実は先般、ある全国区の経済紙を見ていましたら、富山市が新潟市と同じようなことで、自分の市のPRを2ページにわたって出しているのです。そこに書いてあることは、我々が主張していることと同じです。首都圏、東京へは近い。それから北陸道、東海北陸道など高速道路がある。新幹線も通ります。それから富山空港からソウル、大連、上海、北京に向け、定期便があります。東アジアへの玄関口になります。それから伏木港は国際拠点港に指定されて、これからさらに整備が進みます。これ全部新潟が言っていることと同じです。

私は、こういう議論もさることながら、優先課題としてできることから早く進めていかないと、よそはどんどんこういうことをやっており、急ぐ必要があるんじゃないのかなという気がして、今の州構想とは直接結び付かないかもしれませんが、警鐘の意味も含めて提案しました。

北川座長： ありがとうございます。どうぞ。中山委員。

中山委員： 私も内山委員と同意見でございます。統治機構とかそういう形ありきではなくて、多様な大都市制度を目指した積み上げだと思うのです。それを今ワーキングではやっているのですけれども。そういう形でまとめていったらよろしいと思います。

それから、もうあまり長くやっても仕方ないような感じがしますので、これぐらいでよろしいのではないかなと、勝手に思っております。

北川座長： 他、いかがでしょうか。

福田委員代理： 非常に大ざっぱな考えですが、新潟州構想は、このままいってしまうと、政令指定都市新潟市と周りの新潟県の戦いになりますよという議論を、どうやっ

てそうならないようにするかというために、政令指定都市の新潟市と新潟県を一体的に捉えたのが、新潟州という、1つの地域としてもっていくというものだと思うのです。極端な例として、新潟駅というのは新潟市のもではないので、湯沢駅にも、三条、見附にもつながっている。新潟駅は新潟州のための駅ですという立場だし、新潟空港も新潟州のための空港ですという形で、これから政令指定都市部分の力を新潟県全体に波及するための州構想だと思っています。例えば、新潟空港に湯沢の写真がなぜないのか。なぜ月岡温泉の写真がないのか。新潟市の朱鷺メッセしかないのか。新潟県の州都のゲートウェイが新潟空港であるならば、新潟州すべての宣伝もそこでやらなければいけません。新潟州ではそういう位置づけになるはずだと思いますので、都でも州でもいいのですけども、県の連合会の立場としては、その方向でお願いします。

北川座長： どうぞ。お願いします。

渡辺委員： 資料2の11ページの最後に「制度改正に伴うメリット」として、「地域住民の行政参画意識が今まで以上に向上」と書かれています。この意識の向上の場について、これを見た新潟市民の皆さんが、「どこで？」ということになるかもしれません。例えば、地域協議会のような話し合いの場をつくって、その意見を議会に提言するやり方も考えられると思います。地域住民の方々の意見を行政に反映させるということ、今後は組織として考えていくことが必要なので、NPOで意識を持った方々だけが参画するのではなく、地域協議会のようなものを各地区でつくって、地域の皆さんの行政参画意識を高めていくというような方法を考えたらいかがでしょうか。

北川座長： ありがとうございます。どうぞ、仙石先生。

仙石委員代理： 当面全体の流れとしてはよろしいようにも見えますが、どうして制度疲労が起これ、いろいろな問題があって複雑になって、二重行政などが起こってきてしまったのかということと同時に、将来はこうなるといふところが見えてないという感じがします。この前もお話しさせていただいておりますけど、将来の多分一番大きい問題の一つに、人口の減少があります。それはもう現在分かって確実に予想できることです。このようなことが検討されていないことが、大いに気になると思います。

それから、もう1つ、構造改革をおこなったり、新しいシステムに移行したり、新しい構想を実現していくときの優れた人材の育成とか、人材が集まってくるのかとか、あるいはそれを実際に運用のときに活躍できる何か新たなメカニズムが見

えてこないという感じがします。現在浮き出ている様々な課題は、今でも運用できてしまうことがたくさんあると思うのです。それができない原因は何か、ここまでの議論のように全体の枠組みを変えないといけないとすると、新たなメカニズムが必要で、それを動かす人材をどう育成して、それを実現するのか、その辺りも考えていく必要があると思います。

北川座長： ありがとうございます。国から地方へ地方分権が進んでくると、今度は県と市の権限の問題の方がはるかに大きな問題になってくると思います。委員ご指摘のような問題からすると、今回、県と市の二重行政などの課題解決のために、連絡調整会議のようなものをつくったということは、かつてないことだと思うのです。この検討委員会の結果として、そういうことが生まれ、さらに、今度は推進本部を設置すると。今まで県の立場も市の立場もあったのですが、県民目線、市民目線に立って、県市のあるべき姿を議論する場面が、両トップの判断でつくられ、今後の主体になると思っています。

大方の意見として具体的にこれから進めていただくということで、この1つ目の議題は終わらせていただきたいと思います。

地方分権が進んで、これからは国との関係で、県市がどのように頑張っただけで対応していくか、そしてそれが県内の他の市町村にとっても、全国的に権限の受入れが上手く機能していくような、まさに住民自治のモデルケースをつくっていただきたいということをお願いして、次の議題に入らせていただきます。

北川座長： それでは、前回の委員会でも頭出しをさせていただきましたが、「州構想の目指す制度改正」について入ります。

現在、国の大都市制度の制度改正の動きがどんどんと加速しています。また、人口何万人以上で都区制度を導入できるといった、手続的な内容がクローズアップされており、分権改革の本質的な部分が若干足りないと感じているところでございます。

本委員会としましても、これまで積み重ねてきた議論の成果を国に伝えていくことが必要ではないかと考えております。今回制度改正案を整理いたしましたので、これについて事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局： それでは、資料3「新潟州構想が目指す制度改正（案）」に沿って説明いたします。内容は、座長から中間整理していただいた方向性の深掘り、あるいは肉付けをしたものということです。1番の「地方自治の取り巻く現状」につきましては、一部、州構想の目指すべき方向と重複しておりますので、4ページの「2 新潟州構想の本質」から説明させていただきます。

「新潟州構想の本質」を要約すると、現在、我が国の閉塞感を打破するため、地方の自己決定力を高め、地域間競争ができる体制を整えて、日本海側における新潟の位置づけを明確にし、新潟県全体の拠点性の向上を図ろうとすること。そのために広域・専門行政を一元化し、基礎自治体の権限強化を図る中で、二重行政・二元行政を排し、行政の効率化を進めるとともに、新潟市をはじめとする県内の様々なリソースを有効活用していこうとしているものだということです。こうしたことにより真に地方が自立し、各地域の拠点性が高まって、日本全体の活力を取り戻すことができるのではないかとといった内容でございます。

3の「新潟州構想が目指す制度改正」でございますが、中間整理の中では2つの視点が示されています。1つは「地域間競争による地方からの日本の活性化」の視点、2つ目が「国からの権限移譲による地域の総合力の向上」という視点でございます。

その内容を詳しく説明したものが、下段の内容ですが、まず1つ重要なことは、地域間競争ができる環境を整えるということでございます。全国一律の規制をかけるのではなくて、各地域が政策を競い合う、より良い政策を打ち出していける仕組みということでございます。それには、全国画一的に決められた政省令よりも地域住民が決めた条例を優先し、包括的に条例に委任をしていくことが必要ではないかということです。もう1つ重要なことが、広域自治体と基礎自治体が柔軟に自己変革できる仕組みが必要なのではないかということです。広域・専門行政と住民に密着した行政の役割分担を明確にし、その二重行政などを解消できるような多様な自治制度をつくっていくことが必要だという視点でございます。

もう1つの視点「国からの権限移譲による地域の総合力の向上」でございます。地域が総合力を発揮していくためには、国からの権限移譲を受け、身近なところで決定をしていくということが重要でございます。現在、地域主権戦略会議において法整備に向けた検討が行われていますが、その中で新潟がどうやって受け皿になっていくかということが重要だと考えております。今のところ国の原案では、沖縄と北海道を除き、基本的に広域的受け皿としては、特定広域連合ということで、その区域については「移譲対象出先機関の管轄区域を包括するもの」ということが前提になっております。その解釈がどのようになるかというのは、これからの議論を聞いてみないと分かりませんが、移譲事務そのものも「原則として法定受託事務」という位置づけになっており、国の出先機関というような位置づけで、裁量権があまりない形での移譲になってしまうおそれもあります。こうしたことについても、今後いろんな制度設計の中で、働き掛けをしていく必要があるのではないかとということです。

今回こうした考え方にに基づき、具体的にどういう制度改正要望をしていくかということを7ページ以下に、国への制度改正要望のようなスタイルにまとめたも

のでございます。現在、大都市制度の見直しが行われていますが、その中で地方の自己決定力を高めるという方向での検討が必要であろうということです。具体的には条例制定権を抜本的に拡大していこうということで、地方のことは地方で決定できることが基本となるよう、法律の実施規定を包括的に条例に委任する一般原則・基準を定めるというものでございます。

少し分かりにくいかもしれませんが、具体的には案の1として、「法令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務について、法律から委任される規定については、原則として条例によらなければならない」という一般原則を自治法、あるいは特別法の中で規定をしていくということ。それから案の2として、「法令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務について、条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」という規定でございます。こうした規定を置くことで、包括的な委任原則、あるいは個々の規制について条例で解除していくという仕組みができるのではないかとということです。

2番目としまして、8ページですが、「多様な自治制度を可能にする仕組みの導入」でございます。基本的に広域自治体と基礎自治体の権限配分については、条例に基づいて地方が柔軟に決められるような仕組みを導入したいということです。現在検討されています都区制度につきましても、何万人以上というような範囲を限定しないよう、各地域が多様な自治制度を選択できる制度設計を行っていただきたいというものでございます。

具体的な案につきましては、その下にありますように「法令の規定にかかわらず、都道府県と市町村の役割分担については、都道府県の条例に委任する」というような規定が必要なのではないかとということです。

3番目としまして、「国からの権限移譲の促進」でございます。先ほども座長からお話がありましたが、24年通常国会に特例法案の提出の動きがありますが、移譲対象出先機関の管轄区域を包括する広域連合が想定されているというところでございます。そういう区域を包括することになると、本県のように国の出先機関の区域が錯綜しているような場合は、出先機関ごとに管轄区域が異なる広域連合を1つずつ設置していくということになってしまいかねず、非常に現実的ではないということでございます。そういう受け皿づくりについても、柔軟なあり方を検討していただきたいというものでございます。

それと、移譲される権限が法定受託事務となることについても、これは地域の実態に合わせて、裁量権が発揮できるような仕組みにしていく必要があるということでございます。

以上、制度改正の具体的な内容を説明させていただきました。

北川座長： ありがとうございます。だいぶまとまってきたと思います。法律に基づい

て、国と地方が対等に協議することになり、発言権に大きな変化が起きて、自治体もはっきりものを申すべきは申して、国の一方通行ということにはさせないと。そのために、こういった構想を打ち出して、発言力を増していく。このことこそ両トップには頑張っていたいただきたいと思います。この制度改正につきまして、ご意見がございましたら、お願いします。田村委員。

田村委員： 質問させてください。1ページの説明がなかったのですが、この国と地方の関係について諸外国でこういう体制になっているところもある、とありますが、どういう国のことを言っているのかを教えてください。これが1つ目です。

2つ目は、篠田市長に教えていただきたいのですが、7ページに待機児童のことが出てきていますが、確か保育所に関しては、新潟市は待機児童はいなかったような気がするのです。これどうだったのか、もし分かれば、教えてください。

篠田市長： 新潟市は基本的には年度初めの待機児童はゼロです。これを続けている政令指定都市は新潟市だけというふうに承知しています。年度途中でなかなか入りにくい、希望どおりのところに入れにくいという状況が一部にあるという状況です。

田村委員： 「国と地方の関係について、諸外国を見渡せば、国は大まかな方針だけを決め、具体の政策の制度設計は地方政府に任せる体制となっているところもある」という部分の、国を教えてください。

事務局： 個別のどこの国でどうなっているという資料が手元にございませんが、欧米の中にそういった仕組みをとっているところがあるというふうに承知しております。

田村委員： 少なくとも私の理解ではそういう国はないのですが、おそらくそれはアメリカとか連邦制の国の憲法を持っている州が、その中の地方自治体の制度について憲法とか法律で定めているというのはあるでしょうけど。そのように、例えば広域自治体と基礎自治体で勝手に決めるとするのは、私は少なくとも知りません。あったら教えてほしいです。もしかすると行政学上の大発見かもしれません。

それを踏まえて発言させていただきますが、細かいところは今日はあまり言いません。3つの制度改正ですが、条例制定権は広げていくという方向性自体にとやかく言うつもりはないのですが、要はこの1つ目、2つ目はオールジャパンの話で、別に新潟に限った話ではないですよ。条例制定権の抜本的な拡大、新潟だけがすることとなることなのか、そうではないと思うのです。多様な自治制度もオールジャパンだと思うのですが、その際に確かに条例で定めることがいいのかという議論はありますが、一方で、県ごとにあるいは市町村ごとに基準やルール

が異なることのデメリットも、例えば経済界の方とか、新潟県ではこういう基準だけでも富山県ではこうだとか、そういうのがあるのは、果たしてどうなのだろうと思います。

さらに言えば、常に全国一律で政省令や告示ができているのかどうか。例えば地震保険は都道府県ごとに額が違いますよね。あるいは建築基準法で、地震の耐力の係数で地域係数が掛かるとか。それがいいかどうかは別にして、これ見ると現行の政省令というのは全部全国一律ではないかというふうにミスリードしてしまう。

そこで、なぜ篠田市長に聞いたかといいますと、保育所の話は確かにこういう議論がありますが、大阪などでは狭くてもつくりたいということをお首長がおっしゃる。確かにそういうところはあるのだけれども、他方で保育所の関係者などは、そういうふうになれば最低限の基準を捨てるのだから、それをどんどん自治体で緩和すると、子どもたちの安全に関わるのではないかという主張もあるわけです。そうすると、そんなに単純なことなのかなというふうに思いまして、かつ、その条例制定権の抜本的な拡大で法律の実施規定を条例に委任すると書いてあるのですが、では、具体的に新潟県あるいは新潟市でどういうことが全国一律で問題になっていて、それはどう変えるべきかというのが、実は事務局に聞いても全然出てこないのです。何かあるのかもしれないです。そういうところを示さないと、はいそうですよ、というふうになかなかならないのではないかなというのが、1つ目であります。

そして、2つ目については、果たして単純にその役割分担を条例で決めるということが、先ほどの1ページのような国がたくさんあるとか、あるいは日本の憲法上認められているとなれば、そうなのですが、実態は全く異なるので、このところは疑問があります。ただ、そういう多様性を認めるとか、多様性自体を否定しているわけではないということをおきます。

実は一番問題なのは3番だと思っています。何が問題かといいますと、新潟市は当然、市長会に入ってもらっちゃいますよね。事務局から特に説明がなかったのですが、3月26日に全国市長会が内閣府に意見書を出されています。市長会のホームページを見ていただければ、私も確認したのですが、森会長さんが政府に対して、この出先機関改革について迅速に進めることなく、地域住民の安心・安全に直接責任を持ち、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応を求めるといった意見を提出したことを見つけまして、「あれ？」と思いました。

さらにその前に、これは任意団体ですけども、「地方を守る会」がありますよね。三条市長さんが会長をされている四、五百の市町村が入っているところですけど、要は拙速に国の出先機関廃止を進めないように、今後とも国の出先機関と十分な

連携を担保されるように、との要望とかそういう声が一方ではあると。これは市町村の話ですね。

さらに、確かに私も国の出先機関にはいろいろな課題はあるとは思いますが、前回も言ったように、ここでは新潟県と新潟市の声は聞いておりますけども、ハローワーク、労働局、整備局、農政局といった出先機関の当事者の話は一切聞いてないわけです。前回も言ったのですが、すなわち、裁判であっても原告の話だけ聞いて判断するということはあり得ないわけです。しかも私は腐っても法学部ですから、やはり両者の声を聞かなければいけないと強く主張します。手続として、私はこの検討委員会に問題があると思います。別に国の権限は要らないと言っているわけではないですけど、他方で市長会、地方を守る会の声もあり、また国の声も聞いていない中で、そうですよと結論づけるということは、手続として不備になるのではないかということを含めて指摘させていただきます。

北川座長： これは私も国の出先機関の責任者でございますので、多少お話も申し上げたいと思いますが、連邦制については、憲法、法律といったことではアメリカの事例があると思います。例えば、イギリスにも交付税制度があると思うのですが、それにひもがあまり付いてないとか、そういったことをこれから推進本部をつかって検討していこうということなので、こうした自主自立という趣旨をご理解をいただきたいと思います。

田村委員： イギリスの専門家を自称しておりますが、あれは日本の交付税制度を参考にしてつくられたというのが実態でして、額も日本より少ないですし、ひも付きかどうかということはありませんけれども。

北川座長： その発想なのですよ。

田村委員： しかしながら、そもそもイギリスには税金が1種類しかないという、自治の名に値するかという議論はありますが、それは置いておきましょう。

北川座長： そういうことも参考にしたら、良くなるだろうということもあります。また、この問題はオールジャパンだからこそ、新潟州構想が全国に先駆けて、影響力をもって全体的な主導的な、運動論にもつながっていくというように理解をしていただけたらと思います。そういうことだとは私は思っております。

また、森・全国市長会長さんと東京の会議で話をしていたのですが、基礎的自治体を重視ということは市長会としてもあり得るでしょうし、400団体ぐらいの会についても、これは国の出先機関が現実にある限り、市町村は県よりも国を信頼

する度合いが高いと思うのですね。その様な心配もあるというのは、分権改革が進んでいくときの一つの道程と見ていただくとありがたいですし、だからこそそういう問題を解決していく必要があると理解していただけたらと思います。

出先機関の関係で、新潟県は全国に先駆けてハローワークの出張所を東京につくり、多角的なことをやろうということです。今回、新潟市をはじめ、これから県内の市町村にも広げられると思いますが、本当に雇用だけでいいのか、保険だけでいいのか、産業といった様々なことを全部絡めてやっていくことで、新しい芽がこの制度改正の提案によって、どんどん出始めているということも事実だと思います。

一方で、国はなかなかILOの問題等々で権限を離そうとしません。農地転用の権限問題や国土交通省の権限でも、権限を持っている人が自ら「はいどうぞ」とはなかなか言ってくれません。従って、先駆的に県と市が一体となって働き掛けるということが、全国の大きな一つのきっかけになるだろうと私は考えております。学者的に分析いただいたことは、本当にこれから進めるときに参考にさせていただきたいのですが、それだと何にも進まない面もあり、そんな相对比较でご理解をいただけたらありがたいと私は思います。

田村委員： でもやはり手続をしっかりと踏むというのは、これは別に学者と申しますか、法律論を少しでも学べば当然手続の正当性ということはあるわけです。なぜそのようなことを私が申し上げているかと申しますと、前回は申し上げたのですが、一例として保健所の話があります。県の保健所がかなり主導的にやるべきと言われているわけですが、去年の11月ですね、その手続が全くの不備だったと。要は、行政手続法などは全く使いこなせていない、理解もできてないということ、地裁段階といえども木っ端微塵に明らかにされ、本当に分権は大丈夫なのかというような判決があったわけです。様々な法律の専門家の話を聞いても、これはあまりにもお粗末だということにして、これは一例なのかもしれませんが、そういうところを特に市町村は見ていると思うのです。河川の例でも県管理ではなくて、国の方がしっかりやれるのではないかという声が、現実に新潟県内でも上がっているということ、そういうことを無視してやっていくというと、県民の安全・安心、市民の安全・安心にいろいろなマイナスとなるのではないのでしょうか。別に私だけが言っているわけではなくて、そういうところも含めて、やはり慎重に扱うべきだと私は思います。

北川座長： 行政手続の問題は確かにそういうことですが、例えば州にしなくても、あるいはその他の法律を変えるにせよ、改正しなくても運用でかなりできていく面もなきにしもあらずだと思います。しかし、地方分権を目指し、主体的に動いてい

くということが、事実として初めて地方から大きな声が出たと私は思いますので、まさにそういう住民自治を確立するために、国と戦っていくというようなことも、ここで一つの形を見せているのだと思います。では、泉田知事。

泉田知事： 課題を一つひとつ解決をしていくということは、大切だと思います。分かりやすい例で申しますと、東日本大震災の復旧・復興が遅れています。中越地震や中越沖地震、これはかなり機動的に対応することができました。その違いは何かというと、当初の制度設計にあると思っています。東日本大震災でやらなければいけないこと、復興しなければいけないこと、これは各首長さんに聞いていただくとは分かるのですが、最初に国の了解がとれないといけない、そしてまた環境アセスメントを含めて何かやろうとすると国の規制があって非常時なのに対応することができないという中で、様々な手続が遅れ、復興が遅れているということだったと思っています。

中越大震災、中越沖地震では、地域主権・地方分権改革の先駆けというような体験をさせていただきました。何かというと、復興基金のつくり方です。東日本大震災は、結局復興庁が査定をするという形になりました。すなわち国の関与が入ってくるが故に、村井宮城県知事は「これは復興庁でなくて査定庁だ」というような発言をされています。一方、我々がつくった基金について特にこだわったのは、国が決めてほしいのは総額だけということです。総額だけ決めてもらって、やり方は地方に任せてほしい。何にどういう優先順位で使うかということはまさに現場の声を踏まえて、ここで決められるようにする。国の了解なしに基金を使えたということが、復興を円滑に進められた一つの大きなポイントだったと思っています。それは自治体から住民の顔が見えるからです。この人とこの人とこの人、これはこういう事情で対処しないといけないということが先にあって、ここに合わせて制度設計をしていくということになります。

これが国全体に広がるとどうなるかということ、前例がどう、横並びがどうだということ、他に波及すると予算オーバーするかもしれないということ、調整する箇所も多くなります。そして他に波及する全体像を計算すると、これはやる、やらないという判断が入ってくる中で、なかなか円滑に対応できなかったということです。

中越地震と中越沖地震の間に、能登半島地震がありました。このとき何が起こったかということ、中小企業庁、経済産業省が中小企業向けの基金を上積みするという発想で、手を挙げるという話になったのです。でも実際には、中小企業向けの基金をつくと資金使途が制限されるのです。そして総務省から来る交付金はその分、行政需要が減るということで減額されるということになっています。要は、経済産業省の外郭団体の了解をとらないと資金使途が決められないという構

造が一部入ってきたのです。中越大震災のときは、かなり制度設計を柔軟にできたのですが、中越沖地震の基金を使うときには、ここの了解をとるのが手間でした。なるべく圧縮するように努力はしたのですが、能登半島地震でつくった基金を中越沖地震でいらないと言われても困るという話もあって、圧縮しながらも入れざるを得なかったのです。最後まで使い勝手が悪かったのが、この中越沖地震のときに入ってきた中小企業部分の資金使途制限だったということです。

やはり優先順位というのは、各省縦割りで決めるのではなく、地域のニーズに応じて弾力的に優先順位をつけて、コンセンサスをそのエリア内の合意だけで進めることができることによって、機動的に対応できると思っています。地方分権、地域主権が万能でないというご指摘は、そういう部分もあるのかもしれませんが。ただ、より満足度の高い行政、それから統治の仕組みをつくっていく努力というのは進めていくべきだろうと思います。災害時には、普段の行政の問題点を10倍にも100倍にも顕在化させると思っています。このガバナンスが上手くいくか、いかないかということが、県民・市民の幸せにやはり大きく影響を受けるという問題意識を持って、ぜひ検討を進めていただければと思います。

北川座長： それでは、篠田市長も手短にお願いします。

篠田市長： 地方分権、地域主権、それで本当に大丈夫かという、特にこんなひどい例があったという話はよく出るのですけれども、我々この数年、国がこんなひどい状態だということも十分に見ているので、やはり地域の実情に合った、特にこの包括ユニットということは、我々非常に重要なポイントだと認識をしています。また、国の権限移譲については、我々も出先の権限全部よこせというような主張は少ないのではないかと。政令指定都市市長会でも、特別自治市を作るなら、その中で国と特別自治市の役割分担が必要ではないかというようなこともあるので、それに対して国の出先がどう言っているかということについて、ここで聞いていないではないか、というお話なのですが、それについては、基本的に民主党、今の政府がこれからの国の出先機関の扱いはこうするんだという大きな方向を出して、その下で我々は今いろいろな意見を言っているということだと認識しております。

北川座長： 他の委員の皆さん、よろしゅうございますか。

内山委員： 1つだけ素朴な疑問を、座長さん、地域主権戦略会議にお出になられているので、教えていただきたいのですが、我々は今この中で、国の出先機関の管轄が錯綜しているとか、あるいは新潟の実情を踏まえたあり方を検討しなければ

ならないと言っているわけですが、国側としてその認識というのはあるのですか。ないのですか。

北川座長： 内閣、政府としては、今回、広域連合を受け皿とした法律を延長国会も視野に入れ、この国会で提出するという構えをしております。それはともかく、知事や市長は一人で決めるわけですが、国は、独任性ではなく各省が縦割りになっていて、一つずつ様々なチェックがかかっています。そして、まだ地方には任せられないという意見もたくさんございます。国と地方の協議の場が法律でできて、国と地方がきちっと対等な議論をし、その結果を国会に報告しなければいけないことになっています。地方自治にとっては、ある意味大改革なわけですが、そういう様々な法律改正が進んでいます。

一方で、まだまだ足りないという見方もたくさんあります。体制に慣れ親しんだ県も市町村も、国に任せていた方が責任回避ができていいというのも事実だと思います。従って、国から県、県から市町村に移譲するだけでなく、住民が自ら立ち位置を変えて、主体的に新潟のことは自分ら決めるという、これは大デモクラシーの転換なのですね。

その辺とのしのぎ合いですから、私のアバウトな政治家の見方からすると、ガチガチに固めて前に進むのかどうか。田村委員がいろいろチェックされていることには感謝しますが、もう少し緩やかに、運動体として国と戦うというお二人の決意があって、私はこの座長を引き受けさせていただいています。国も本当にまだまだな点がありますが、一方で国の方が進んでいるところがあるのも事実です。だからこそ、県と市がこれから体制を入れ替えてやっていく、県の立場、あるいは市の立場でけんかしてきたことを、県市一体となって地域の住民自治を進めていく、そういうことだと思います。

田村委員の具体的なきちっとした論理構成ということは、これから推進本部を立ち上げていくときに必要になってきますので、慎重にやっていただきつつ、一方で、今、全国の地方分権あるいは住民自治に対する運動というのは、早いスピードで発展途上にあると思いますので、果敢に新潟から日本海全体の拠点化を目指すという決意があるなら、まさに制度改正についても、皆さんが実行していただくことをお願いして、次に移らせていただきたいと思います。

北川座長： それでは、本日の第3の議題ですが、「円滑な移行のあり方」ということで、本検討委員会の最後の検討項目になります。これにはいろいろ考えられるところではありますが、新潟州の形を一つに限定せず、県と市が今後新たに推進本部を立ち上げる中で、どうやって県民・市民のメリットを提示していくかという意味合いで、この項目を議論させていただければと思います。既に県と市が連絡調整会

議を設置して6テーマについてさらに突っ込んだ検討を進めていただいておりますので、この検討状況等についても併せて事務局からご説明をいただきたいと思っております。

事務局： それでは、資料4「円滑な移行のあり方（案）」に基づいて説明させていただきます。新潟州構想が提起され1年が経過しておりますが、その本質議論が進化しつつあること、全国的にも大都市制度をはじめとした、地方分権、地域主権の動きが加速していること、それから新潟州構想の狙い・目的である新潟発のアピール、新潟の発展・成長、新潟にふさわしい自治制度を実現していく必要があること。このため、個別課題の解決を図るとともに、地方分権・地域主権改革の理念の下に制度改革等を加速させる必要があること、といった認識の下に推進本部の設置の考え方を下の方に示しております。

まず、推進本部の位置づけでございますが、基本的に新潟州構想推進のための体制強化という位置づけをしております。新潟州構想検討委員会の報告書を次回とりまとめいただいた後に早期に立ち上げたいということでございます。それから、推進本部の名称も含めまして、議会、それから市町村、経済界等の理解を得ながら詳細を検討していきたいというものでございます。

検討すべきテーマとしましては、これまで議論されている4分野の課題を中心に検討していくとともに、地方自治制度のあり方、制度的課題への理論構築、他の自治体との連携等を進めてまいりたいということでございます。

併せまして、連絡調整会議については、2月議会を挟みまして2回合同の会議をやっておりますが、それぞれの課題の解決に向けては、それぞれの市の部局、県の部局と相談しながら進めているところでございます。現在の検討状況は、一番右側にありますが、中ほどにある前回までの検討状況と比べ、いずれも密度が上がっている状況ということで個別の説明は省略させていただきます。

次のハローワークのワンストップサービスの件につきましては、県市の交渉がまとまりまして、本日、国に提案したと聞いております。以上でございます。

北川座長： 先ほど委員からご指摘いただいたように、これまで単にやってこなかっただけということも素直にあるのだろうと思いますが、お二人の問題提起を契機に、具体の案件も解決していただくことで、連絡調整会議も推進本部も積極的に進めるようお願いしたいと思っております。そして、こういう問題を一過性とせず、幅広く県内全体を俯瞰して見ていただいて、既成概念にとらわれずに進めていただきたいと思います。

これを前提に委員の方からご発言をいただきたいと思っております。

田村委員： 質問ですが、前回「拠点化推進本部」といった話がでていましたが、今度は「推進本部」というのは、名前は、後からまた全部先送りにしているようなのですが、様々な議会の意見を受けてどうなのでしょう。推進本部というのは何なのですか。「新潟州構想推進本部」ということを言っているのでしょうか。

北川座長： おそらく、そんなイメージなのでしょう。事務方から若干お聞きするところによると、県も市も議会も様々なお考えがあって、例えば新潟県と政令指定都市の新潟市だけで拠点化というと、新潟市だけなのかというご批判もいただいたように側聞しています。私が、そこまで踏み込んで言うのはいかがなものかと思いますが、日本海側の中心として新潟県全体の拠点性の向上を図っていく、そのきっかけに新潟市がまずやってという意味合いだと思いますので、これから名称を決めて、推進本部でやっていこうということでございます。

田村委員： そもそもこの資料4のタイトルが「円滑な移行のあり方」というのは、今までの説明では州に移行するということだと思っております。やはり何かに移行するときは、形が示されないで移行というのは本来あり得ません。座長は、私のことをガチガチな人間だとおっしゃるかもしれませんが、きっちりとした議論をする必要があると思えますし、全般を通じてすごく耳障りのいい言葉でいろいろ書いてあります。一見すると素晴らしいことが何かあるのかなと。ですが言葉だけが踊っているというのが全体的な印象で、ここで移行となると一体何なのだろうと。これ以上、今日は言いませんが、細かいところで多々問題があるということを指摘しておきたいと思えます。

北川座長： ありがとうございます。円滑な移行というのはいろんな意味合いがあると思いますが、泉田知事、一言どうぞ。

泉田知事： ある完全な制度があって、そこに向かって動くというふうに田村委員は考えているような印象を私は受けましたが、そうではなくて、これは歴史とか環境とか、それから現在の置かれた立場というような周りが変われば、自己変革が必要ということになりますから、100%というのではないと思っております。常時自己変革できるような制度・仕組みに移行させていく。例えば、日本では1945年の敗戦直後のときの環境と、高度成長を経た後の成熟社会とで、同じガバナンス、統治構造をとっていくのが妥当なのかというと、やはりそこは違いがあるのだろうというように思います。東京都区制度、これを見ても1つではないですよ。時代とともに変遷をしていくわけで、答えが先にあってそこに向かって移行するというのではなく、常時変革ができる仕組みに移行していくということは、私は必要な

のではないかなというように思います。

田村委員： だからこそ、形を絵でもいいですから示さないと見えない。今までの説明だと、都になりたいのかなという理解でいます。

北川座長： 篠田市長、よろしくお願いします。

篠田市長： ありがとうございます。先ほど委員の何人かから大事なご指摘をいただいたと思っています。1つは新潟市と新潟県で今カウンターパートをどうするかということ、先導的にやっているわけですけれども、これは基本的に他の市町村、新潟県全域への波及を心掛けなければだめだというご指摘、これは非常に大切だということに思っております。

そしてまた、制度改正に伴うメリットを出していく。地域のことは地域で決めていく、そういう制度にしていく。それは我々が国に対してそれを求めていくということだけでなく、新潟県と新潟県内の市町村が、どういうふうに地域のことを地域で決めていく、それをより前進させていくか、また、基礎自治体である新潟市は今、新潟県と新潟市の役割分担、そして新潟州の効果が全域に波及されるという方向を、何とか早期に実現しながら、一方では、基礎自治体である新潟市が、住民が自分たちのことは自分たちで決めると、民意をより反映させるということはどういうふうに、大都市でありながら前進させるべきか。これは新潟県と役割分担を図りながら、新潟市としてまた独自に研究をし、また国に対して提案をし、提起していくべきことだと思いますので、そういう面では我々にとっては、新潟県と新潟市の役割分担、二元行政、二重行政の弊害の状況だけでなく、新潟市としてより住民に身近な自治体となる、そういうことも併せて、我々は多様な新しい大都市制度だと位置づけたいというように思っています。

北川座長： ありがとうございます。委員の皆さん、どうぞ。

田村委員： 一言だけにしておきます。そこまでおっしゃるのであれば、かぎ括弧の「州」なり、州という言葉を使わないようにしていただきたい。私も含めて非常に誤解を生んでいます。道州制の州だったり、連邦の州だったり、この委員会の議論とも全く違ったイメージを多くの人にもたれている。だからせいぜいかぎ括弧の「州」なのかと。大都市制度も含めて県と市の役割分担を整理すれば十分で、それは別に今の県と市の形を少し変えるぐらいでもできると思います。

北川座長： 田村委員のご指摘ですが、今回の進み方は大ざっぱであったと思いますが、

大ざっぱであるが故にここまで進展したところもあると思うのです。これが新潟県何とか構想とか、拠点化とかだけ言うのでは、ここまで県、市が、例えば連絡調整会議を設けて、県の壁、市の壁を越えて、課題を両方でやるということにはいかなかったと思うのです。

従って、「州」と言ったことは、なかなかいいなと私は内心思っています。これぐらい言わないと、世の中進まないということでご理解いただければありがたいと思います。他に委員の皆さん方、いかがですか。

内山委員： その問題は外しまして、これだけの変化をこれから実践して、働きかけていこうというわけなので、今までも議論されていたのですけども、どうやって県民・市民にこのメリットを伝えていくか、ここが非常に重要だと思うのですね。今までは、プロセスにありましたので、なかなかそれはできなかった。今回、この本部の位置づけの中で、「議会、県内市町村、経済界等の理解を得ながら詳細を検討」とあり、この「理解を得ながら」、ここが私は非常に重要な点ではないのかなという気がしております。もう少し具体的に言うならば、従来はどちらかという受け身な感じでした。ところがこれからは、もっと積極的に新潟州なるものを県民・市民にいろんな場を利用してPRしていく、話をしていく、議論をしていく、というようなことをやっていく必要があるのかなと思います。それによって初めてこれが成り立っていくかもしれない。「理解を得ながら」という字面を読みながら、これいいことだと思いました。

北川座長： 私も、新潟州とか新潟都とかいろんなご発言があった背景には、日本全体を一体どうするのか、あるいは地方が今廃れているのではないか。これを本気になってやることの方がはるかに大事だし、県民や経済界の皆さんも願っているのではないかと思います。

福田委員代理： 私も時々、「新潟州って何ですか」ということを聞かれる。「いや、それは秋田州があったっていい、石川州があったって、富山州があったっていいんですよ。それが新潟州構想です」と言うと、大体みんな「ああ、そうですね。道州制にいったら困るんで、そういう話をよくするのですね。そういうことですよ。」

北川座長： 確認しないでいただきたい。どうぞ。

中山委員： ポイントは3つあると思うのですね。1つは、県民・市民自らの生活の幸せであります。それからもう1つは、先ほどお話がありましたように、県民・市民がまだ何だろうかというところがありますので、県民・市民へのPRです。絵に

描いて説明できるようであったらいいかなと思います。もう1つ大きなポイントは、私を感じましたのは、今まで自治体では、国の受け身で何もできなくて、国任せで、例えば補助金などお金の取り合いをしていた。そんな中で県も市も、職員意識改革になったのではないかと考えています。それと、少なくとも私が付き合ってる範囲ではこの問題に対する抵抗感がなくなったのが、素晴らしいことだと思っております。

北川座長： その実態を見たいと思います。どうぞ。

仙石委員代理： 私はこの会議が始まる前の準備会の段階で、やはり夢が必要だと申し上げました。夢を語らないと県民・市民に理解をなかなか得られないと思います。現状より将来はまずくなりそうだという雰囲気は、多くの皆さんが持っているのだと思うのです。右肩下がりで少しおかしくなるかもしれないのだけれども、これをやると、おおむね現状維持になるとか、明るい将来展望が見えてくるということを感じさせるものが必要と思います。

別の視点ですが、知事さんも市長さんも頑張っておられるからいいのですが、県庁でも市役所でも、その意図を浸透させないと、部署部署が縦割りで、大きな目標は分かるのですが様々な事情があったりで動きが鈍くなり、簡単ではありません。こういう議論をするなら、ここでやると同時に、県庁、市役所の中で大いに議論をして、そこの中で変えるべきところは変えるという展開をどんどんやらないと、結局枠組みを作ったものの、あまり変わらないという話になるのではないかと思います。

北川座長： いえ、納得させられるご意見だと思います。これは単に縦割りということだけでなく、垂直的な県と市の改革です。県庁は県庁でやはり今まで努力しているから、組織の論理はあるのだと思うのです。市役所は市役所で論理があるのです。それを変えようとして、お二人がそろっているわけですが、縦割りだけでなしに、垂直的な大改革も断行していただくということは、私は非常にいいと思います。渡辺委員さん、どうぞ。

渡辺委員： 4分野の課題を中心に検討ということで、推進本部にも本当に期待をしたいと思えます。この4分野で個人的に足りないと思うのは、新潟県の農業というのは東北とも北陸とも本当に違う、大変大事だと思うのです。目指すところも違っていると思うのです。東日本大震災が起こった後、なおさら新潟県の食糧基地としてのあり方が、どんどんどんどん変わってきていると思うのです。ですから、農業分野も検討課題としてやっていただきたいと思えます。今回は、まず農地の

利用調整というものがありますが、これに限らずぜひ農業分野でも時間と余力があったら進めていただきたいと思います。

北川座長： それが国との戦いということです。今後は、単に新潟だけでなく、全国の首長が腹を決めてやっていかなければいけない問題点です。

それではそれぞれご意見をいただきましたので、この「円滑な移行のあり方」については、以上とさせていただきます。

本日は皆さま、年度末でお忙しい中、限られた時間ではございましたが、それぞれお立場から有益な議論をしていただきまして、誠にありがとうございました。冒頭にお話させていただきましたとおり、本日の委員会で一通りすべての検討項目について議論することができましたので、当委員会としましては、今回の報告書イメージ案をベースにして、次回の委員会で内容を確定させ、できたら最終の委員会とさせていただくことができると、このように思っております。

本日は議論をいたしませんでしたが、事務局から説明のありました参考資料の1と2で現段階でのとりまとめイメージもお示しさせていただいたところがございます。今日の議題資料も加え、全体を合わせると報告書の形なり、素案として見てもらえるのではないかと考えております。これを県民・市民の皆さん方に分かりやすいように図や具体例も入れて整理をするよう、事務局の方に指示をいたしたいと考えております。

現在、国の動きも急でございます。当委員会としてもいち早くとりまとめを行い、各方面に意見を言えるようにしたいと思っております。従いまして、1か月程度を目途に作業をし、次回の委員会でとりまとめたいと思っておりますので、委員の皆さまにはその間、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。タイトなスケジュールでありましたが、年度末に一定の区切りをつけることができ、委員の皆さまにあらためて感謝を申し上げます。

本日の議事を終了いたしますが、せっかくお見えでございますので、知事、市長のご覚悟、ご決意のほどを表明いただきたいと思います。泉田知事からどうぞ。

泉田知事： これまで本当に様々な観点からのご議論、また問題点の提起も含めて頂戴いたしましたことを、深く感謝申し上げます。

県民・市民の幸せ、そしてまた新潟という地域が将来に向かってどういう方向に進んでいくのかということをご心配されている方は、大変大勢いらっしゃるわけでありまして。そういった方々の気持ちもしっかり受けとめて、素早い判断と結果を出せるような、そういう統治の構造をつくっていく、制度のあり方を考えていく、これは重要なことだと思っております。折しも座長からお話がありまして、国全体で大都市問題をコアにして、統治のあり方の議論がなされているとこ

ろであります。ぜひ当地からも、未来はこうあるべきだという意見を言えるような、意見集約、そしてまた県民の皆さまへの情報提供、経済界、各界との意見交換を精力的にやった上で、結果を出せるように最大限の努力をしまいたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

北川座長： どうもありがとうございました。それでは、篠田市長、お願いします。

篠田市長： 本当にありがとうございました。年度末で一定のとりまとめしていただいたということで、その報告をいただきながら、我々推進本部が県民・市民にメリットが出せる形で、いい協議、そして実践ができる、そういう推進本部にしまいたいというふうに思っています。

また、こうした県と市の協調なら、さっさとやればよかったというご意見もあるわけですが、こうした新潟州という旗を立てたこと、あるいは全国で大都市制度の大きな議論が始まったということを背景に、今まで以上の、従来の枠を超えた議論、そして展開もできるということが、今回は非常に良かったのではないかと思いますし、我々もそれを踏まえて、新潟市役所の職員の意識改革をさらに進めながら、これからはもっともっと地域から創造していくんだということを徹底しながら、県民・市民にメリットを出すように頑張りたいというように思います。大変ありがとうございました。

北川座長： どうもありがとうございました。今、篠田市長からもおっしゃっていただいたのですが、そんなことなら早くやればよかったということは、県民等しくそういう思いが強いと思います。問題は県庁と市役所の中です。県の組織、市の組織は本当に根強いものがあります。委員の皆さん方から、田村委員にも言いにくいことを真剣にご議論いただいたわけですから、県民の、そして生活者にとってより良い改革にするために、お二人がリーダーシップを発揮して心してやっていただきたいと思います。私どもは委員の皆さん方のご協力いただいて、もう1回委員会を開催して報告をまとめていきたいと思っておりますので、お二人にはなお一層ご声援いただくよう、強く希望いたしております。

委員の皆さん方には、お忙しいところ、熱心にご議論をいただいて、今日が最後ではありませんが、ここまでおまとめいただいたことに感謝を申し上げます。あと1回、最後のとりまとめの委員会を開催いたしますので、その間、先生方のご意見等もお聞かせをいただいて、まとめあげていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、本日の委員会を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

司会： 本日は北川座長をはじめ、委員の皆さま方におかれましては、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。第6回の検討委員会につきましては、5月上旬をめどに開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。